



**Asset
Management**

2017年3月吉日

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

私募投資信託および各親投資信託の信託約款の変更にかかるご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御社にご投資いただいております弊社設定・運用の下記の私募投資信託およびその親投資信託（以下、あわせて「本ファンド」といいます。）につきまして、信託約款を変更し、本ファンドの名称を変更させていただくことを予定しておりますのでご案内申し上げます。また、一部の私募投資信託につきましては、あわせて信託財産留保額を廃止し一部解約単位を変更いたします。

いずれの変更につきましても、弊社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める信託約款の重大な内容の変更には該当しないと判断しております。御社におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、何卒宜しくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 名称変更

<内容>

	変更前	変更後
1	<u>GS</u> 日本株式エンハンスト・インデックス・マザーファンド	日本株式エンハンスト・インデックス・マザーファンド
2	<u>GS</u> 日本株式計量エンハンスト・インデックス (適格機関投資家専用)	<u>RH</u> 日本株式計量エンハンスト・インデックス (適格機関投資家専用)
3	<u>GS</u> 日本株式エンハンスト・インデックス VA(適格機関投資家専用)	<u>RH</u> 日本株式エンハンスト・インデックス VA(適格機関投資家専用)
4	<u>GS</u> 日本株式インデックス・マザーファンド	日本株式インデックス・マザーファンド
5	<u>GS</u> 日本株式インデックス・ファンド VA (適格機関投資家専用)	<u>RH</u> 日本株式インデックス・ファンド VA (適格機関投資家専用)
6	<u>GS</u> 日本株計量運用ポートフォリオ マザーファンド	日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド
7	VA インデックス・プラス <u>GS</u> 日本株計量運用ポートフォリオ	VA インデックス・プラス <u>RH</u> 日本株計量運用ポートフォリオ
8	モナリザ <u>ゴールドマン・サックス</u> 世界債券マザーファンド	モナリザ世界債券マザーファンド
9	VA モナリザ <u>ゴールドマン・サックス</u> 世界債券ファンド	VA モナリザ世界債券ファンド
10	<u>GS</u> ・日本株マザーファンド	日本株マザーファンド
11	VA 牛若丸 <u>GS</u> 日本株ファンド	VA 牛若丸・日本株ファンド
12	<u>ゴールドマン・サックス</u> 世界債券オープン A (限定為替ヘッジ) VA (適格機関投資家専用)	<u>RH</u> 世界債券オープン A (限定為替ヘッジ) VA (適格機関投資家専用)
13	<u>ゴールドマン・サックス</u> 世界債券オープン B (為替ヘッジなし) VA (適格機関投資家専用)	<u>RH</u> 世界債券オープン B (為替ヘッジなし) VA (適格機関投資家専用)
14	<u>ゴールドマン・サックス</u> 計量世界債券マザーファンド	計量世界債券マザーファンド
15	日興・ <u>GS</u> 世界ソブリン・ベビーファンド	世界ソブリン・ベビーファンド

<背景>

弊社グループは、米国において 2010 年 7 月に制定されたドッド・フランク ウォール・ストリート改革および消費者保護法 (改訂を含みます。)、特にいわゆる「ボルカー・ルール」の適用によりさまざまな規制に従っております。米国の金融規制当局は、ボルカー・ルールの法的機能を執行するため、2013 年 12 月 10 日に最終的な規則を発行しました (以下「最終規則」といいます。)。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、対象ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を

行うことができますが、最終規則では、対象ファンドは、「スポンサー」と同一もしくは類似した名称を用いることは禁じられております。このため、上記のとおり、変更を実施いたします。

変更適用日：1～13は2017年5月18日（木）、14～15は2017年7月6日（木）

2. 信託財産留保額の廃止

<内容>

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A（限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）」および「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B（為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）」につきまして、換金（一部解約）時にかかる信託財産留保額を廃止し、換金（一部解約）時の価額を基準価額といたします。

	変更前	変更後
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額	なし
一部解約価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	換金申込日の翌営業日の基準価額

<背景>

上記ファンドおよびその親投資信託の運用状況等を考慮した結果、弊社において、信託財産留保額を廃止することは残存受益者に不利益となるものではないと判断いたしました。

変更適用日：2017年5月18日（木）の換金（一部解約）申込み分より

3. 一部解約単位の変更

<内容>

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A（限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）」および「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B（為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）」につきまして、換金（一部解約）単位を引き下げます。

	変更前	変更後
一部解約単位	1万口単位	1口単位もしくは1円単位または販売会社が別途定める単位

<背景>

投資家の利便性を図るため、換金（一部解約）単位を最低単位に引き下げるものです。

変更適用日：2017年5月18日（木）の換金（一部解約）申込み分より

以上